

誓 約 書

- 1 自己又は自社の役員等及び複数で出店する全事業者（「駅前公園出店者及び取扱品一覧表」に記載する事業者）が、次のいずれかに該当する者ではありません。
- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - （2）法第2条第6号に規定する暴力団員
 - （3）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （4）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - （5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （6）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （7）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の（1）から（7）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 照会の結果、上記誓約事項が虚偽であった場合、許可が取消し又は却下されても、異議ありません。

令和2年9月10日

伊万里市長 様

申請者 住 所 **伊万里市立花町1355番地0**

フリガナ **イマリ タロウ**
氏 名 **伊万里 太郎**

印

生年月日 **昭和00年00月00日**